

## 引上げ分の地方消費税交付金の活用について

引上げ分の地方消費税については、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生）に要する経費へ充てるものとされています。

令和3年度平川市一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 300,000 千円

【歳出】 【単位：千円】

事業名	対象経費 (予算額)	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	地方債 その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉分野	4,361,054	2,938,641	6,986	138,367	1,277,060
障害者福祉事業	1,037,622	763,982		26,750	246,890
高齢者福祉事業	21,583		3,886	1,730	15,967
児童福祉事業	1,838,568	1,258,568	3,100	56,395	520,505
母子父子福祉事業	582,638	402,551		17,605	162,482
生活保護事業	666,005	508,658		15,382	141,965
その他	214,638	4,882		20,505	189,251
社会保険分野	1,622,932	313,698		127,985	1,181,249
国民健康保険事業	291,146	183,744		10,499	96,903
後期高齢者医療事業	494,558	84,295		40,106	370,157
介護保険事業	814,774	45,659		75,185	693,930
その他	22,454			2,195	20,259
保健衛生分野	390,128	45,608	316	33,648	310,556
疾病予防対策事業	92,308	2,837		8,746	80,725
医療提供体制確保事業	22,833			2,232	20,601
健康増進対策事業	89,023			8,703	80,320
医療費助成事業	112,810	41,418	316	6,948	64,128
その他	73,154	1,353		7,019	64,782
	6,374,114	3,297,947	7,302	300,000	2,768,865

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当